

光市公告第 7 3 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 9 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

学校 I C T 支援業務

2 業務場所

光市教育委員会及び市内小中学校

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 1 9 年光市条例第 1 8 号）第 2 条の規定による長期継続契約）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（コンピュータサービス）、コンピュータの保守及び管理」に登録されていること。
- (3) 山口県内に本社又は支店等を有すること。
- (4) 過去5年間に、官公庁等が発注した学校ICT機器に関する設定等業務を完了した実績を有すること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中等でないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

6 申請書類

一般競争入札参加資格確認申請書
実績が確認できる契約書等の写し

7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市教育総務課のホームページからダウンロードすること。

8 申請方法

- (1) 6に掲げる書類を、光市教育総務課管理係（〒743-0011 光

市光井九丁目１８番３号）に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、送付記録が残る方法で提出期限までに必着とすること。

- (２) 申請書類の提出期限は、令和８年１１月１２日（木）午後５時１５分までとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後にはできない。

９ 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和８年１１月１６日（月）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をファクシミリで通知する。

１０ 質問の方法

- (１) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、ファクシミリにより質問書を提出すること。

FAX番号 ０８３３－７２－６１６６（光市入札監理課）

- (２) 質問書の提出期限は、令和８年１１月１９日（木）正午までとする。
- (３) 質問の回答は、令和８年１１月２０日（金）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてファクシミリにより書面で回答する。

１１ 入札日時及び場所

- (１) 入札日時 令和８年１１月２４日（火） 午前１０時
- (２) 入札場所 光市役所３階 大会議室１号室

１２ 入札保証金

免除

1 3 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、月額委託料の額とすること。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を件名及び入札者の名称を表記した封筒に入れて、入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書のコ額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

(3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成19年光市規則第9号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。